

自己評価実施 マニュアル

放課後等デイサービスおんぷ

1. 自己評価の目的

- 障害児通所支援事業者が守るべきルールとして運営基準がありますが、この基準は障害児通所支援事業を運営するうえでの最低限度の事項を定めたものであり、運営基準を守るだけでは、質の向上につながるとは言えません。
- このため、障害児通所支援事業者は、自らが実施するサービスの内容を点検し、その水準を把握するとともに、現状における課題点を洗い出すことが必要となります。
- 自己評価の実施によって抽出された課題点に対する改善取り組みが、事業所の質の向上につながり、利用者も安心してサービスを受けられるとともに、事業所を選択する判断材料にもなります。
- なお、自己評価は、「第三者評価」とともに、サービスの質の向上を推進する手段として連動させることにより一層効果的になります。

2. 自己評価の効果

(1) 自己評価の実施頻度

年間 1 回以上の頻度で定期的に行うことにより、改善度合いの状態を知ることができ、取り組み意欲の向上につながります。

(2) 改善目標の設定

評価の結果又は評価する過程で課題が明確になるとともに、達成できていない項目に対する改善目標の設定が可能になります。

(3) 課題認識の共有

評価を通じて、事業所の従業者が共通した課題認識を持つことができ、共通課題は、個々の従業者の課題として自覚され、改善意欲の醸成が期待できます。

(4) 効果

利用者にとっては、障害児通所支援サービス事業者の選定に役立つとともに、利用している事業者の質の向上に取り組む姿勢は、安心感をもたらします。

3. 自己評価委員会等の設置

- 事業所のサービスの質の向上は、一部の従業者だけの取り組みでは、実現できません。事業所に所属する全員の意識と行動が結集されてこそ推進されます。そのためには、自己評価委員会等の設置が必要になります。
- 自己評価委員会は、事業所に所属している全ての従業者で構成される形態が必要です。
- 評価の内容については、主観的になりやすく、甘くなりやすいため、可能であれば外部の関係者、例えば、利用者の家族の代表又は地域のボランティアの代表等を加えた構成内容が理想的です。
- 最終的な評価の決定にあたっては、事業所の従業者全員が話し合う機会を設け、全従業者のコンセンサスがとれていることが重要です。

4. 自己評価の具体的な手順

(1) 自己評価委員会の開催

事業者の全職種から代表者が出席する自己評価委員会等を開催。

(2) 自己点検シート等による評価の実施

自己点検シート等に記載されている項目について1項目ごと評価。

(3) 課題の抽出と分類

評価結果に基づき、事業所としての課題を洗い出し、必要に応じて、緊急に改善すべき事項、短期的に改善すべき事項、中長期的に改善すべき事項等に分類。

ただし、法令に抵触する事項については、直ちに改善。

(4) 改善計画の策定

上記(3)で洗い出し、分類した課題に対して、改善計画案を策定。

(5) 改善計画の全従業者への公表

改善計画案を事業所の従業者全員に公表し、全従業者から意見を求め、必要に応じて修正した計画を再度公表し、全員の改善計画として共有。

(6) 改善計画の徹底

改善計画の徹底にあたっては、事業所内に掲示する等、工夫。

(7)満足度調査の実施

1年に1回以上、利用者及び家族に対して、サービスの内容及び従業者・事業所に対する要望等のアンケート調査を行い、自己評価に役立つ情報を収集。

(8)行政報告

行政から、自己評価の結果について、報告を求められた場合は、速やかに報告。

(9)質の向上に関する従業者からの提案の募集

従業者が日々の業務の遂行において考案した質の向上のための提案等を収集する仕組みを構築し、改善に活用。

(10)事業年度計画との連動

中長期的な課題については、事業年度計画に盛り込み、計画の達成に向けて徹底。

以上

改定履歴

7年	4月	1日制定
年	月	日改定